

## 社会福祉施設等電気料金等高騰に係る緊急支援について

国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の方針を踏まえ、要援護者が利用する社会福祉施設では、「コロナの感染急拡大」や例年になく「猛暑による熱中症」へ対応するため、換気を行いつつ空調を高頻度で使用せざるを得ない状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、利用者への適切なサービスを確保するため、国の対策に先立ち、県独自の緊急支援を実施する。

### (1) 対象施設

高齢者・障がい者等利用施設 812施設

社会福祉法人や特定非営利活動法人など設置目的が、「公益性」と「非営利性」を備えている法人とする。

- ・ 高齢者施設等（入所、通所、訪問）
- ・ 障がい者施設等（入所、通所、訪問）

### (2) 支援内容

- ・ 「一時金」として申請に基づき支給
- ・ 支給額は7、8月分（対前年比）の「電気代高騰分」を基に影響額を積算
- ・ 通所系・訪問系施設は「ガソリン代高騰分」も加算
- ・ 支給額は、施設種別ごとに「影響額の平均に対し、半額程度」

### (3) 事業費

8,500万円（危機管理調整費）